

# 桑名危険物安全協会会則

昭和 62 年 5 月 12 日制定

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、桑名危険物安全協会（以下「協会」という。）という。  
事務所は、桑名市消防本部予防課内におく。

(目 的)

第 2 条 協会は、危険物の貯蔵及び取扱施設の保守管理の徹底と危険物取扱い技術の向上を図り、危険物に関わる災害の防止に努め、もって本事業の健全なる発展を期することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 危険物取扱者試験の予備講習会の開催  
(2) その他、協会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第 4 条 会員は、協会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員及び任務)

第 5 条 協会に次の役員をおく。  
(1) 会 長 1 名 協会を代表し、協会の運営を統括する。  
(2) 副会長 1 名 会長を補佐し、会長が事故あるときは代理する。  
(3) 理 事 若干名 理事会を構成し、協会の運営に加わる。  
(4) 監 事 2 名 協会の会務及び会計を監査する。

(役員を選出)

第 6 条 協会の役員は、次のとおり選出する。  
(1) 理事及び監事は総会において選出する。  
(2) 会長及び副会長の選出は、理事の互選により選出する。  
(3) 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。  
(4) 協会に顧問、参与をおくことができる。

(会 議)

第 7 条 協会の会議は、定期総会、臨時総会及び理事会とする。  
2 定期総会は毎年 1 回、臨時総会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。

- 3 会則の改正及び事業計画の決定は、総会の議決を経なければならない。
- 4 議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決めるものとする。
- 5 理事会は、会長が必要に応じてこれを招集し、次の事項を協議する。
  - (1) 事業計画に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 役員の選任に関すること。

(会 費)

第8条 協会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。但し、会費は年額とし、1カ年5,000円とする。

(会計年度)

第9条 協会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 経費に余剰金が生じた場合は、翌年度に繰り越すものとする。

(簿 冊)

第10条 協会に、次の簿冊を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会議記録簿
- (4) その他必要な書類

附 則

この会則は、昭和62年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月24日から施行する。